
日田市新清掃センター一整備・運営事業
見 積 図 書 募 集 要 項

令和4年11月

日 田 市

目 次

1. 見積図書公募の目的及び定義	1
2. 見積図書提出等のスケジュール	1
3. 見積提案に関する留意事項	2
(1) 見積提案に関する応募資格要件	2
(2) 見積提案に関する留意事項	3
4. 見積提案に関する手続き	5
(1) 見積図書募集要項の本市ホームページ掲載	5
(2) 見積図書募集要項等の配布	5
(3) 見積図書募集要項等に係る質問の受付	5
(4) 見積図書募集要項等に係る質問に対する回答	5
(5) 参加表明書の提出	6
(6) 応募資格確認結果の通知	6
(7) 見積図書の提出	6
(8) 見積図書に係るヒアリングの開催	7
5. 提出・問い合わせ先	7
添付資料 1	8
添付資料 2	10

1. 見積図書公募の目的及び定義

日田市（以下「本市」という。）は、日田市新清掃センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、設計・建設から運営維持管理までを一括発注するDBO方式により実施する予定である。

本市では、本事業を実施するに先立ち、次に示す目的で見積提案に必要な書類（以下「見積図書」という。）を提出する見積提案者を公募する。なお、見積図書の提出が、本事業の入札参加資格要件になることに留意すること。

- ・全体事業費の把握
- ・要求水準書等の検討のための技術資料
- ・その他事業者募集資料検討のための情報収集
- ・DBO方式により本事業を実施することによるVFM検討のための参考資料

本事業に係る見積図書募集要項は、本市が見積提案者に対し、見積提案の方法等を説明するために、公表するものである。見積提案者は、見積図書募集要項の内容を踏まえ、見積図書を提出するものとする。

なお、見積図書募集要項に併せて次に示す資料を配布する。これらも見積図書募集要項と一体の資料とし、「見積図書募集要項等」とする。

- ・日田市新清掃センター整備・運営事業 見積仕様書（以下「見積仕様書」という。）
- ・日田市新清掃センター整備・運営事業 見積様式集（以下「見積様式集」という。）

2. 見積図書提出等のスケジュール

見積図書提出等のスケジュールは、次を予定している。

表 見積図書提出等のスケジュール

① 令和4年11月18日（金）	見積図書募集要項等の公表
② 令和4年11月18日（金） ～令和4年12月1日（木）	見積図書募集要項等の配布
③ 令和4年12月1日（木）	見積図書募集要項等に係る質問の受付期限
④ 令和4年12月15日（木）	見積図書募集要項等に係る質問に対する回答
⑤ 令和4年12月20日（火）	参加表明書の提出期限
⑥ 令和4年12月27日（火）	応募資格確認結果の通知
⑦ 令和5年2月24日（金）	見積図書の全提出期限
⑧ 令和5年3月下旬	見積図書に係るヒアリング開催（予定）

※本事業の入札公告は令和5年7月頃を予定している。

3. 見積提案に関する留意事項

(1) 見積提案に関する応募資格要件

① 一般事項

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (イ) 本市の最新の競争入札参加資格一覧表に登録されていない者。
- (ウ) 本市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (オ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (ク) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (ケ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (コ) 国税又は地方税を滞納している者。
- (サ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。
 - (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (c) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (シ) 本市が本事業に係る事業者選定業務を委託している者及びかかる者と当該事業者選定業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、

又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の事業者選定業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

(ス) 本事業に審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※その他本市が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

② 技術的要件

応募者は、以下の技術的要件を満たすものであること。

- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (ウ) 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (エ) 平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・施工の竣工実績を元請として有すること。なお、i から iii は同一の施設である必要はない。
 - i 処理能力：62 t / 日以上かつ複数炉構成
 - ii 処理方式：焼却方式（ストーカ方式）
 - iii 竣工実績：参加表明書の提出日までに竣工

(2) 見積提案に関する留意事項

① 見積提案の内容

DBO 方式における施設整備費、運営費等について提案すること。
見積提案は、別途提示する「見積仕様書」を基に作成すること。

② 応募資格の確認

見積図書提出に先立ち、応募資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。確認結果については、後日メールにて通知する。

③ 費用負担

見積提案に係る費用は、すべて見積提案者の負担とする。

④ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑤ 著作権

提出された見積図書の著作権は、見積提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、見積図書の内容を無償で使用できる。

⑥ 見積図書の取扱い

提出された見積図書については、本市の承諾無く、引換え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。なお、見積図書は非公開とする。

⑦ 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑧ 見積提案の提出期限等の延期等

本市が必要と認めたときは、見積図書の受付を延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、本市及び見積提案者は、各自の費用を自己負担する。見積提案者は、本市に対して、損害賠償請求をすることはできない。

4. 見積提案に関する手続き

(1) 見積図書募集要項の本市ホームページ掲載

本市は、見積図書募集要項の本市ホームページへの掲載を次のとおり行う。

① 掲載日

令和4年11月18日（金）

(2) 見積図書募集要項等の配布

見積図書募集要項等の配布を次のとおり行う。

① 配布期間

令和4年11月18日（金）～令和4年12月1日（木）

② 配布場所・方法

日田市 ホームページ上

なお、見積仕様書の添付資料が必要な場合は、日田市市民環境部新清掃センター建設室施設整備係へデータの入ったCDを取りに来ること。

(3) 見積図書募集要項等に係る質問の受付

本市は、見積図書募集要項等の内容等に係る質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和4年12月1日（木）16時まで

② 質問の方法

見積図書募集要項等に係る質問書（第1号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

③ 提出先

日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 施設整備係

住所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

電話：0973-22-8323

電子メール：h-suishin@city.hita.lg.jp

(4) 見積図書募集要項等に係る質問に対する回答

本市は、見積図書募集要項等の内容等に係る質問に対して、質問を提出した全社分の回答を取りまとめ、応募者にメールにて通知する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

① 通知日

令和4年12月15日（木）

② 通知方法

全社分の回答を電子メールにて応募者に通知する。

(5) 参加表明書の提出

見積図書募集に応募する者（以下、「応募者」という。）は、下記に従って参加表明書を提出する。

① 提出期限

令和4年12月20日（火）16時まで

② 提出方法

応募者は、参加表明書（第2号様式）及び実績調書（第3号様式）（添付資料を含む）を電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。

③ 提出先

日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 施設整備係

住 所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

電 話：0973-22-8323

電子メール：h-suishin@city.hita.lg.jp

(6) 応募資格確認結果の通知

本市は、応募者から提出された参加表明書に基づき、見積提案に関する応募資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

応募資格の確認結果については、応募者にメールにて通知する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

① 通知日

令和4年12月27日（火）

(7) 見積図書の提出

応募資格要件を満たしていることが確認された見積提案者は、見積図書募集要項等の記載に従い、見積図書を提出する。

① 提出期限

令和5年2月24日（金）16時まで

② 提出場所

日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 施設整備係

住 所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

電 話：0973-22-8323

電子メール：h-suishin@city.hita.lg.jp

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④ 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部、副本3部を提出する。また、電子データとしてCD-ROMにより1部提出すること。（添付資料参照）

正本には押印すること。副本は押印不要とする。なお、正本、副本ともに社名等を記入すること。

見積図書のうち様式指定のあるものは、「見積様式集」を使用すること。

- ・見積様式集（様式第4号から様式第9号）
- ・見積図書
- ・見積図書参考資料

⑤ 見積提案者に対する質問

本市は、提出された見積図書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積提案者に対して質問を送付する。見積提案者は、本市からの質問に対し、質問提出時に指定する日時までに電子メールにて本市へ回答を送付すること。

(8) 見積図書に係るヒアリングの開催

本市は、提出された見積図書について、必要に応じヒアリングを開催する。

① 開催日時

令和5年3月下旬開催予定。

※見積提案者に対し、後日通知する。

※開催しない場合もある。

② 開催場所

見積提案者に対し、後日通知する。

③ 留意事項

- ・パワーポイント等を用いた説明は想定しておらず、書面のみとする。
- ・追加資料の配布は可とする。（持参部数は後日通知する。）
- ・ヒアリング時の議事録は公開しない。
- ・ヒアリングの出席者は、本市職員及び本事業に伴う支援業務を委託している株式会社エイト日本技術開発の社員を想定する。

5. 提出・問い合わせ先

日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 施設整備係

住 所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

電 話：0973-22-8323

電子メール：h-suishin@city.hita.lg.jp

添付資料 1

提出書類の構成

見積提案者は、次の書類（A4サイズ ファイル綴じ）を提出すること。

(1) 見積図書

① 提出鑑

ア 見積図書類提出書（表紙） 【第4号様式】

② 事業費

ア 施設整備費 【第5号様式】

※外構工事（多目的広場以外）は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設」に含めること。ただし、多目的広場のフェンスは、「多目的広場」に含めること。

イ 運営費 【第6～8号様式】

③ 見積図書類

ア 設計図書仕様内容 【A4版5頁程度で作成 任意様式】

イ 施設配置・動線図 【A3よこ 任意様式】

・全体配置図（稼働時）

・動線計画図（稼働時）

ウ 設計基本数値図面 【A3よこ 任意様式】

（ア）エネルギー回収型廃棄物処理施設

※設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。

・全体処理フロー

・物質収支

・エネルギー収支

・給排水系統収支

・用役収支

（イ）マテリアルリサイクル推進施設

・全体処理フロー

・用役収支

エ 設計図面 【A3よこ 任意様式】

・各階平面図

・断面図

・計装・制御システム構成図

・電気設備単線結線図

オ 工事工程 【A3よこ 任意様式】

(2) 見積図書参考資料

見積提案者の判断により必要に応じて書類を添付すること（様式は任意）。

(3) その他アンケート

【様式第 9 号】

ア 可燃性粗大ごみ処理設備について

イ 飛灰の処理方法について

ウ 飛灰処理物の貯留・搬出方法について

エ 多目的広場（東）スペース活用の提案について

見積提案者の判断により必要に応じて書類を添付すること（様式は任意）。

添付資料 2

実施方針における参加資格要件

令和 4 年 12 月に公表を予定している「日田市新清掃センター整備・運営事業 実施方針」に記載予定の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」を以下に示す。なお、内容は変更する場合があることに留意すること。

(以下、「日田市新清掃センター整備・運営事業 実施方針」より抜粋)

第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとする 것도可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とする 것도可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- エ 入札参加者は、「第 3 章 3 (2) イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50% 超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会

社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他本市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運營業務を行う者として、次のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1 者で複数の項の要件を満たす者は、当該 1 者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (e) 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

(a) エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす 1 者（代表企業とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

④ 平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・施工の竣工実績を元請として有すること。なお、i から iii は同一の施設である必要はない。

- i 処理能力：62 t /日以上かつ複数炉構成
- ii 処理方式：焼却方式（ストーカ方式）
- iii 竣工実績：参加表明書の提出日までに竣工

(b) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が 1,000 点以上であること。

ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う者が、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、PFI 又は DBO 事業による 1 年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

(b) 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低 2 年間配置できること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設における運転管理業務の経験を有すること。

※その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 本市の最新の競争入札参加資格一覧表に登録されていない者。

- ウ 本市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 国税又は地方税を滞納している者。
- サ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。
- (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (b) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- シ 本市が本事業に係る事業者選定業務を委託している者及びかかる者と当該事業者選定業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 本事業に関し、本市の事業者選定業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所
- ス 本事業に係る審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※その他本市が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

(4) 参加資格の確認

- ア 令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営事業見積図書募集」に参加したこと。
- イ 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- ウ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- エ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- オ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- イ 運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。
- ウ 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- エ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。